

## ～いじめを許さない学校へ～ 校長あいさつ

本校は「いじめは絶対に許さない」という強い姿勢を掲げています。いじめは、子どもの心や体を深く傷つける重大な人権侵害です。私たちは、いじめを未然に防ぎ、早期に発見し、発生時には迅速かつ組織的に対応してまいります。

生徒会、PTA、家庭・地域とともに「いじめを見逃さない・許さない」空気を学校全体に広げ、生徒の安心と安全を守っていきます。

酒田一中 いじめ防止基本方針



酒田市立第一中学校

## 酒田一中 いじめ防止基本方針

## 1. 基本方針 「いじめは許さない」

- (1) 本校教職員は、いじめの疑いを「隠蔽・軽視」することを決して許しません。  
 (2) 全ての生徒が安心して学べる学校づくりを最優先課題とし、未然防止・早期発見  
 ・組織的対応・重大事態対応・P D C Aの5つの柱で取り組みます。

★目標指標：全国学力調査（生徒質問紙の回答）

**「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」割合 100%**

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言います。

※けんかやふざけ合いでも背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

※好意から行った行為が意図せずに相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、「いじめ」に該当するため、双方や周囲の生徒の今後の成長につながるよう、校内組織において情報を共有し、家庭との連携も含めた適切な対応につなげます。

※「いじめの芽」や「いじめの兆候」と思われることも、「いじめ」です。

※学級や部活動等において、加害・被害の二者関係だけでなく、集団全体がいじめを許さない雰囲気を形成し、「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする雰囲気や「傍観者」としていじめを見て見ぬふりをしている状況がないか注意を払っていきます。

## 3. いじめ防止のための組織「いじめ防止対策委員会」

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期的に同委員会を開催し、組織として対応しています。

＜構成＞校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員

＜取組＞①いじめ防止基本方針の見直し ②いじめ防止 ③いじめの早期発見

＜会議＞毎月1回「いじめ防止対策委員会」（各学年生徒情報共有）

↑  
毎週月曜日「職員打ち合わせ」（各学年生徒情報共有）

毎週水曜日「主任会」（ 〃 ）

毎週金曜日「運営委員会」（ 〃 ）

★いじめ等を発見、またはいじめが疑われる場合は「いじめ対策委員会」を即時に開催し、必要に応じて、市教委・警察等の外部機関も加え、多角的に情報を共有・分析・対応します。

## 4. いじめ防止のための取組

### 《学級づくり・学年づくり》

教職員が連携して「安心できるクラス」、互いを認め合うクラスづくりに力を入れています。

### 《道徳教育「心を育てる」》

相手の立場を考え、痛みに関心する心を育てます。授業では事例をもとに話考え、議論し、一人ひとりの考える力を養います。

### 《生徒会・学級活動》

生徒自身が「いじめ防止」に取り組み、学校全体に「いじめを許さない空気」を広げます。

今年度は9月を一中「いじめ防止強化月間」と位置づけ、生徒会で以下の活動に取り組みます。

- ①いじめ防止標語の紹介（昼の放送）②「思いやりの心、振り返りの時間」（終わりの会）
- ③生徒会と生徒指導主事の対談「一中いじめの状況と対応、自分たちができること」（昼の放送）
- ④「友達の良さを発見」（友達の頑張りや良いところを積極的に見つけ、掲示板に貼っていく）

### 《教職員研修》

いじめ対応に関する校内研修を毎年計画的に実施。ケース検討や外部講師による講話で、対応力を高めています。今年度は夏季休業中の職員研修として、SC講師による、「子どもたちのSOSの受け止め方」について研修しました。

## 5. いじめの早期発見のための取組

生徒が教職員に気軽に相談できる雰囲気を日常的に醸成するとともに、アンケートなどを計画的に実施して、小さなサインを見逃さないよう、多面的にチェックを行っています。

- ・教育相談アンケート（各学期1回）
- ・いじめ発見アンケート調査（6月・11月）
- ・こころの日アンケート（9月・10月・2月）
- ・WEBQU（6月・11月）

今年度は9月にSC講師による、「SOSの出し方講座」を学年単位で行います。

★このほか、生徒には学校タブレットから外部相談窓口（匿名で利用可）の利用も開いています。

## 6. いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

いじめ等を発見、またはいじめが疑われる場合に「いじめ対策委員会」を即時に開催し、組織的対応をとります。

- ・被害生徒の保護を最優先に考え、保護者との連携を含め迅速に対応します。
- ・加害生徒には指導と更生支援を行い、背景の事情を踏まえた対応を講じます。
- ・学級や学年など集団全体への人間関係づくりの指導も並行して行います。
- ・ネットいじめの対応は、記録性・匿名性・拡散性に留意し、場合によっては警察等への相談・通報を行います。

**いじめ行為の発見**⇒関係学年、生徒指導主事はその日のうちに対応について検討します。

対応方針を教頭、校長に報告し、承認を受けて行います。

**正確な事実把握**⇒関係生徒へ事情を聴き取ります。（客観性を担保するために複数で行い、記録を取ります）

客観的な事実の確認とともに、いじめに至った背景にも目を向けるようにします。

**保護者との連携**⇒関係生徒保護者への説明を行い、今後の対応方針について共有します。

面談を原則として、問題解決に向けて家庭と学校の協力を依頼します。

**生徒指導・支援**⇒被害生徒を保護し、心配や不安に寄り添うことを第一とします。

ケースによっては、スクールカウンセラーと連携し、心のケアにあたります。

加害生徒には相手の苦しみや痛みに関心する指導を行い、考え方や行為への反省を促します。

## いじめ防止対策推進法 《第9条(保護者の責務等)》

「保護者は、子の教育について第一義的な責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うように努めるものとする。」

これは法律で「保護者が家庭等において、いじめを行わないよう指導すること」を定めたものです。

また「2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。」とあり、「子どもを守ること」も定められています。